

(議案その三)

令和三年九月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和3年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

第116号議案	島根県県税条例の一部を改正する条例	1
第117号議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例	2
第118号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例	3
第119号議案	島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	4
第120号議案	島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条 例の一部を改正する条例	5

第116号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和4年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第117号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第7号左欄中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「ものを除く。）」の次に「及び法第2条第2項の規定による救助」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第118号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第4号中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。））」に、「児童福祉に関する事務」及び「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第37条第1項第4号、第58条第1項第4号、第94条第1項第4号及び第102条第1項第4号中「児童福祉事業」、「児童福祉に関する事務」及び「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、当該施設の長として継続して勤務している間に限り、この条例による改正後の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

第119号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条の2の次に次の1条を加える。

（点検義務）

第11条の3 第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可の更新の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。

2 前項の規定による点検は、規則で定める規模を超える広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第120号議案

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する
条例

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和56年島根県条例
第11号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第7条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年
法律第31号）附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれ
か遅い日から施行する。